

消費者被害防止サポーター制度の概要

埼玉県が、平成21年(2009年)から始めた制度です。

高齢者等を狙った消費者被害、悪質商法の増加等に対応するため、消費者被害防止サポーター(以下「サポーター」という。)が市町村や自治会、地域包括支援センター等と連携した活動を行うことにより、地域の消費者力を高め、消費者被害の未然防止や消費者被害の早期発見と消費生活相談窓口を知らせ、相談につなぐ取組です。

平成28年(2016年)より「埼玉消費者被害をなくす会」が県から委託を受け、サポーター養成やスキルアップ等の支援と、市町村との連携を進めています。

サポーターは、サポーター基礎講座(旧 サポーター養成講座)、地域見守り担当者講座(旧 福祉見守り担当者講座)を受講後、希望した方がサポーター登録をし、県内の63市町村すべてにサポーターがいます。

